



ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。

平成29年度 全社協の「ボランティア行事用保険」

平成29年度全国社会福祉協議会の「ボランティア行事用保険」は新たなプランの追加など、みなさまにより一層ご利用しやすい保険を目指して改定しました。地域福祉活動やボランティア活動の一環として開催されるさまざまな行事やイベントなどを補償する「ボランティア行事用保険」の主な改定点について、お知らせします。

平成29年度「ボランティア行事用保険」の改定点

- (1) Aプランの最低加入人数(20名)の加入要件を廃止しました。**
 - これまでの最低加入人数(20名)の要件を廃止し、20名未満の行事についてもご加入いただけます。ただし、最低保険料として、20名分の保険料のお支払いが必要です。
- (2) 日帰り行事用に名簿の備付が不要の「Cプラン」を新設しました。**
 - 名簿の備付が不要なので、事前に参加者を特定する必要がありません。
 - 対象は「A1区分」で、かつ、建物内(施設内)で開催する行事、または屋外の場合は開催場所の境界が明確に区分できる会場(公園・グラウンド等)で開催する行事です。
 - ※従って、例えばハイキング・花火大会・河原遊びなどは、ご加入できません。
 - 名簿不要のため、補償は行事参加中のみで、往復途上の補償はありません。
 - Aプラン同様に最低加入人数(20名)の要件はありません。20名未満でも最低保険料をお支払いいただくことで、ご加入できます。行事の予定参加者数(主催者を含みまず。)でご加入ください。

Aプラン・Bプラン・Cプラン共通
(Aプラン・Bプランは熱中症補償特約セット、団体割引15%)

保険金の種類		保険金額	
ケガの補償 (参加者本人のケガ)	死亡保険金	400万円	
	後遺障害保険金(限度額)	400万円(限度額)	
	入院保険金日額	3,500円	
	手術保険金	入院手術	35,000円
		外来手術	17,500円
	通院保険金日額	2,200円	
賠償責任の補償	対人賠償(1名・1事故限度額)	2億円	
	対物賠償(1事故限度額)	1,000万円	

保険料(1名あたり)			
改定 Aプラン (宿泊を伴わない行事)	A1行事	1日 28円	(最低保険料 560円) (最低加入人数要件なし)
	A2行事	1日 126円	(最低保険料 2,520円) (最低加入人数要件なし)
	A3行事	1日 248円	(最低保険料 4,960円) (最低加入人数要件なし)
Bプラン (宿泊を伴う行事)	1泊2日	239円	
	2泊3日	293円	
	3泊4日	298円	
	4泊5日	352円	
	5泊6日	357円	
	6泊7日	362円	
NEW Cプラン (宿泊を伴わないかつ参加者が事前に特定できない行事)	A1区分の行事のみ	1日 28円	(最低保険料 560円) (最低加入人数要件なし)

(1) ケガの補償

福祉まつり会場の階段で転倒し、足を骨折して入院した。



(2) 賠償責任の補償

高齢者のふれあい食事会の際に主催者が提供したお弁当が原因で食中毒が発生した。



■このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損害ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
<取扱代理店>
株式会社福祉保険サービス 〒100-0013東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763
<引受保険会社>損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部第二課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-5137 FAX 03-6388-0154

SJNK16-20382 2017/03/23

ボランティア活動保険等についてのお問合せは、株式会社 福祉保険サービスまでどうぞ。
TEL/03-3581-4667 FAX/03-3581-4763 URL <http://www.fukushihoken.co.jp>